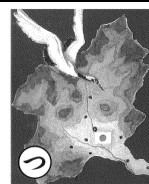




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年2月28日（金） 第10277号

目 次

ページ

規 則

- 群馬県水道法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課） 2
- 群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計管理課） 2

告 示

- 群馬県私立学校審議会の委員の定数指定の告示の一部改正（私学・青少年課） 3
- 都市計画事業の変更認可（都市整備課） 3

公 告

- 所在不分明通知（森林保全課） 3
- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 4
- 都市計画事業の変更認可（道路整備課） 5
- 同 5
- 同（都市整備課） 5
- 同 6

選挙管理委員会告示

- 群馬県議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正 6
- 政治団体の名称等 7
- 政治団体の異動事項 8
- 政治団体の解散届出 9
- 資金管理団体の名称等 10
- 資金管理団体の異動事項 10
- 資金管理団体の指定の取消し等 11
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 11

人事委員会規則

- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 13

規則

群馬県水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三号

群馬県水道法施行細則の一部を改正する規則

群馬県水道法施行細則（昭和三十四年群馬県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

「住所」	「水道事業者住所（専用水道の水道事業者住所（専用水道の」
氏名	法人又は組合の住所
様式第七号中	を
所設置者住所）	水道技術管理（全部委託の
名設置者氏名）	「2 施設水道※ 水外とする※ 水む。
又は組合にあつては、主たる事務所所在地及び名称並びに代表者の氏名	「2 施設検査の結果」を
者氏名	（様
場合は省略可）	」

検査の結果
技術管理者の要件を満たすことを確認する書類
道法第25条第1項及び第34条第2項の規定により資格要件が適用除外なる場合は、添付書類3に代えて、適用除外の要件を満たすことを説明書類を添付すること。

道法第24条の3（同法第34条第1項において準用する場合を含む）の規定により業務の全部又は一部を委託した場合は、業務委託開始届式第10号）を同時に提出すること。

様式第十号中「委託したので」や「委託契約を開始（失効）したので」に相当する規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則（昭和四十一年群馬県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「毎月」を「会計管理課長が指定する日までに」に改め、同条第四項中「納入通知書又は公金振替依頼票を作成し、これ」を「歳入の調定を行った場合にあつては納入通知書を作成して当該納入通知書を、歳計外現金の受入決議を行った場合にあつては前項の証紙消印実績報告書の写し」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定による証紙消印実績報告書の提出並びに第三項及び前項の規定による証紙消印実績報告書の写しの送付は、証紙消印実績報告書に基づいた報告をもつてこれに代えることができる。

第十六条第一項中「若しくは第四項」を削り、「同項」を「同条第四項」に改め、「納入通知書」の下に「若しくは証紙消印実績報告書の写し」を加える。

別表第一第一号の表手数料の項第四十三号中「群馬県大麻取締法関係手数料条例」を「群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例」に改め、同項第四十六号の二を削り、同項第八十八号中「並びに第三項第一号及び第二号」を「第三項の表並びに第四項第一号及び第二号」に、「及び第四項」を「第四項の表及び第五項」に改め、同項第九十号中「群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例」を「群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例」に改め、同項第九十五号の五中「別表第五」を「別表第四」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第一号の表手数料の項第四十三号の改正規定は令和七年三月一日から、同項第八十八号及び第九十五号の五の改正規定は同年四月一日から、同項第四十六号の二を削る改正規定及び同項第九十号の改正規定は同年五月二十六日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第50号

群馬県私立学校審議会の委員の定数指定の告示（平成18年群馬県告示第373号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月28日

群馬県知事 山 本 一 太

「第10条」を「第9条」に改める。

◎群馬県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 施行者の名称 沼田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 沼田都市計画道路事業3・3・1号環状線及び3・6・2号材木町柳町線
- 3 事業施行期間 平成11年2月12日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可の取消しについて、被処分者に通知をしたところ、その所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を神流町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年2月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 被処分者
東京都町田市森野四丁目14番22号
大福建設工業株式会社 代表清算人 田上 廣藏
- 2 取消対象の林地開発許可
昭和54年12月3日付け群馬県指令治第57号
- 3 開発行為の名称及び目的
土石採取
- 4 開発行為に係る森林の所在場所
群馬県多野郡神流町大字船子字大福1335番1 外1筆
- 5 林地開発許可の取消年月日及び文書番号

令和7年2月10日付け群馬県達森第407-186号

6 許可取消の理由

被処分者については、平成元年12月4日に商法（明治32年法律第48号）第406条の3第1項（当時）の規定による「みなし解散」の登記が行われ、平成14年12月10日に登記官の職権により商業登記簿が閉鎖されている。

被処分者宛ての郵便物は全て返戻になっており、商業登記簿上の本店所在地において法人としての活動実態はない。また、土石の採掘に当たって必要となる採石業者登録が行われておらず、開発行為に係る事業計画地についても、長期間事業活動の実態がなく、森林に復した状態となっている。

このため、被処分者は、法人格は有しているものの、現在事業活動を行っている実態はなく、このような状態においては、森林法第10条の2第2項各号に規定する許可要件に適合する内容で開発行為を行うことは不可能であると認められることから、林地開発許可を取り消すものである。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年2月28日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
安中磯部	理 事	再 任	石川伴幸	安中市安中二丁目5番7号
	同	同	鬼形一男	同 高別当126番地3
	同	同	竹内佳重	同 磯部三丁目19番29号
	同	同	高橋政一	同 磯部四丁目4番32号
	同	同	上原元夫	同 東上磯部2005番地
	同	同	須藤克美	同 下磯部471番地
	同	同	須藤早苗	同 同 1490番地
	同	同	柳沢勝	同 大竹780番地
	同	同	萩原幹雄	同 鷺宮1755番地
	同	同	佐藤古白	同 上間仁田390番地
	同	同	伏田稔	同 松井田町人見1394番地1
	同	新 任	須貝浩一	同 磯部二丁目5番22号
	同	同	櫻井良一	同 鷺宮657番地1
	同	退 任	金田光男	同 磯部二丁目4番10号
	監 事	再 任	眞下正雄	同 安中三丁目10番37号

	同	同	山村宣章	同 鷺宮1169番地
	同	新 任	中島武司	同 高別当852番地1
	同	退 任	藤巻宣弘	同 松井田町高梨子1318番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63号第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和7年2月19日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（令和7年関東地方整備局告示第22号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画道路事業 3・3・83号 朝倉玉村線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成30年11月1日から令和11年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63号第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和7年2月19日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（令和7年関東地方整備局告示第24号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 吉井都市計画道路事業 3・5・17号 片山田島堰口線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 令和4年2月17日から令和8年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和7年2月19日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（令和7年関東地方整備局告示第21号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画道路事業 3・4・46号赤城山線
- 2 施行者の名称 群馬県

- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成30年4月2日から令和14年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和7年2月19日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（令和7年関東地方整備局告示第23号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画道路事業 3・4・49号敷島公園大師線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 平成27年関東地方整備局告示第407号及び令和4年関東地方整備局告示第32号の事業地のうち龍蔵寺町字寺後並びに上細井町字芦沼、字南新田、字八幡前、字天神下及び字薬師地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 平成27年関東地方整備局告示第407号及び令和4年関東地方整備局告示第32号の事業地のうち龍蔵寺町字寺後並びに上細井町字南新田、字八幡前、字天神下及び字薬師地内において事業地を変更する。
- 5 事業施行期間 平成27年12月22日から令和17年3月31日まで

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された令和5年4月9日執行の群馬県議会議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書について、候補者大和勲の出納責任者篠崎孝雄から訂正の報告があったので、選挙運動費用収支報告書の要旨（令和6年群馬県選挙管理委員会告示第49号）の一部を次のとおり訂正する。

令和7年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野 清明

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
候補者大和勲の第1回報告分の収入	候補者大和勲の第1回報告分の収入

収 入			収 入		
主たる寄附			主たる寄附		
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）
自由民主党群馬県支部連合会		900,000 円	自由民主党群馬県支部連合会		1,000,000 円
自由民主党群馬県伊勢崎市第九支部		2,100,000 円	自由民主党群馬県伊勢崎市第九支部		2,000,000 円

◎群馬県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政 治 団 体 の 名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	公職の種類（第1号）	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党群馬県衆議院支部	尾身朝子	伊藤元万	前橋市総社町総社3137-1
	衆議院議員	○	令和7年1月7日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
井内しんご後援会	井内信吾	和田尚史	邑楽郡大泉町西小泉1-1-17
	令和7年1月29日		
岩瀬伸丈後援会	岩瀬伸丈	岩瀬和重	邑楽郡大泉町仙石1-28-1
	令和7年1月6日		
梅川けんた後援会	梅川健太	梅川健太	邑楽郡大泉町古海2143-2
	令和7年1月15日		
江原ともあつまるっと後援会	江原智淳	江原智淳	伊勢崎市上植木本町2643-14

	令和7年1月8日		
群馬県介護障害福祉事業者政治連盟	圓岡孝文	関口慶輔	前橋市表町2-30-3
	令和7年1月22日		
水野ふさのぶ後援会	水野芳宣	水野芳宣	前橋市総社町総社1247-7
	令和7年1月6日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党群馬第二総支部	主たる事務所の所在地	太田市新井町199-1	太田市浜町21-32	令和7年1月7日
	代表者の氏名	前田純也	薬丸潔	令和7年1月7日
	会計責任者の氏名	山之内肇	平井玲子	令和7年1月7日
参政党群馬第3支部	主たる事務所の所在地	太田市泉町1498-5	太田市藤久良町55-22	令和7年1月8日
自由民主党群馬県館林市第四支部	会計責任者の氏名	須藤正明	相沢繁光	令和6年12月31日
日本保守党群馬支部	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	令和6年10月27日
	会計責任者の氏名	吉田勝	發知さゆり	令和6年11月17日
	主たる事務所の所在地	伊勢崎市宮子町3516-5-2	伊勢崎市連取町3036-21	令和7年1月11日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
青木みつる後援会	会計責任者の氏名	青木満	原島豊	令和7年1月10日
牛木義後援会	主たる事務所の所在地	甘楽郡甘楽町小幡139-4	甘楽郡甘楽町造石125	令和6年6月1日
小川栄治後援会	会計責任者の氏名	小川栄治	小川安希	令和7年

	氏名			1月14日
群馬県飲食業政治連盟	会計責任者の氏名	阿部正孝	松田和典	令和6年 6月24日
群馬県生活衛生同業組合 連合会政治連盟	会計責任者の氏名	阿部正孝	松田和典	令和6年 6月24日
小西たかこ後援会	主たる事務所の所在地	藤岡市立石183-1	藤岡市立石446-6	令和6年 12月1日
清水だいき後援会	主たる事務所の所在地	高崎市問屋町1-4-1	高崎市問屋町2-1-2	令和6年 11月1日
鈴木俊司後援会	会計責任者の氏名	田村雅弘	狩野貞夫	令和6年 5月1日
高木つとむ後援会	会計責任者の氏名	横山淳之	加野啓二	令和7年 1月31日
にとうすぐる後援会	主たる事務所の所在地	太田市泉町1498-5	太田市藤久良町55-22	令和6年 10月31日
藤岡多野医師連盟	会計責任者の氏名	深沢和浩	島田哲明	令和6年 6月13日

◎群馬県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党吉井支部	福田達夫	令和6年12月27日
自由民主党群馬県藤岡市第四支部	神田和生	令和6年12月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
足立としゆき吾妻後援会	池原純	令和6年12月31日
足立としゆき安中後援会	萩原永史	令和6年12月31日
足立としゆき伊勢崎佐波後援会	小島克也	令和6年12月31日
足立としゆき太田後援会	高橋明	令和6年12月31日
足立としゆき桐生みどり後援会	大川弘志	令和6年12月31日
足立としゆき群馬後援会連合会	青柳剛	令和7年1月16日

足立としゆき渋川北群馬後援会	勝野政和	令和6年12月31日
足立としゆき高崎後援会	関口功	令和6年12月31日
足立としゆき館林邑楽後援会	又野繁	令和6年12月31日
足立としゆき多野藤岡後援会	富澤博邦	令和6年12月31日
足立としゆき利根沼田後援会	杉木寿一	令和6年12月31日
足立としゆき富岡甘楽後援会	五十嵐修	令和6年12月31日
足立としゆき前橋後援会	泉野高志	令和6年12月31日
井下やすのぶ経済懇話会	井下泰伸	令和6年12月31日
笠原久後援会	笠原久	令和6年12月31日
栗原実後援会	橋本昇	令和6年12月31日
群馬県珠算普及政治連盟	松岡茂雄	令和6年9月1日
鈴木俊司後援会	鈴木俊司	令和6年12月31日
堤盛吉後援会	堤盛吉	令和7年1月28日
時田裕之後援会	時田裕之	令和6年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
井内信吾	大泉町議会議員	井内しんご後援会	邑楽郡大泉町西小泉1-17	令和7年1月28日

◎群馬県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体	資金管理団体	異動事項	新	旧	異動年月日
--------	--------	------	---	---	-------

の届出をした者の氏名	の名称				
牛木義	牛木義後援会	主たる事務所の所在地	甘楽郡甘楽町小幡139-4	甘楽郡甘楽町造石125	令和6年6月1日
清水大樹	清水だいき後援会	主たる事務所の所在地	高崎市間屋町1-4-1	高崎市間屋町2-1-2	令和6年11月1日
仁藤秀尊	にとうすぐる後援会	主たる事務所の所在地	太田市泉町1498-5	太田市藤久良町55-22	令和6年10月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
井下泰伸	井下やすのぶ経済懇話会	令和6年12月31日
笠原久	笠原久後援会	令和6年12月31日
鈴木俊司	鈴木俊司後援会	令和6年12月31日
堤盛吉	堤盛吉後援会	令和6年5月30日
時田裕之	時田裕之後援会	令和6年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,640
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 297,746
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,090
甘楽郡	5,921
吾妻郡	14,436
利根郡	8,757
佐波郡	9,862
邑楽郡	26,407
前橋市	91,395
高崎市	102,377
桐生市	29,402
伊勢崎市	55,752
太田市	58,597
沼田市	12,552
館林市	20,322
渋川市	20,826
藤岡市・多野郡	18,456
富岡市	12,876
安中市	15,650
みどり市	13,650

■ 人事委員会規則

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年二月二十八日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第一号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（平成元年群馬県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

別表職員採用I類試験の項中「建築」を「建築」に改め、同項に次のように加える。

A 総合土木	教養試験及び専門試験（大学卒業程度）、人物試験並びに論文試験	採用試験実施年度の四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の者又は二十一歳未満の者で次のいずれかに該当するもの 1 大学を卒業した者又は採用試験実施年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者 2 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は採用試験実施年度の三月三十一日までに卒業する見込みの者 3 人事委員会が1又は2に掲げる者と同等の資格があると認める者
B 総合土木	基礎能力試験、人物試験及び論文試験	

別表職員採用試験（就職氷河期世代）の項を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表職員採用I類試験の項の改正規定は、同年三月三日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
